

総 括 調 査 票

事案名	(4) スクールカウンセラー等活用事業等			調査対象 予 算 額	平成 22 年度：13,093 百万円の内数 平成 21 年度：14,261 百万円の内数（スクールヘルスリーダー派遣事業 102 百万円）		
所管	文部科学省	組織	文部科学省	会計	一般会計	調査区分	財務局調査
						取りまとめ財務局	東北財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

学校・家庭・地域の連携協力推進事業のうち、問題を抱えた児童生徒への対応等を目的として、スクールカウンセラー等、スクールソーシャルワーカー、スクールヘルスリーダーを学校現場に配置する以下の3事業の予算。

（事業名）スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールヘルスリーダー派遣事業

（補助対象）都道府県・政令指定都市（補助率）1/3 （スクールヘルスリーダー派遣事業（H21年度）は委託事業）

【スクールカウンセラー等活用事業】

○ **スクールカウンセラー（スクールカウンセラーに準ずる者（※）を含む）**（小学校・中学校等に配置）

・・・児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・指導を行う。

（※）スクールカウンセラーに準ずる者とは、臨床心理士等の資格は持たないが、児童生徒の相談業務等の経験があるなどの必要な要件を満たす者をいう。

○ **子どもと親の相談員**（小学校に配置）・・・児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手となる。

○ **生徒指導推進協力員**（小学校に配置）・・・非行行為の早期発見、緊急時の対応を行う。

【スクールソーシャルワーカー活用事業】

○ **スクールソーシャルワーカー**（学校、教育委員会等に配置）

・・・児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛け、関係機関との連携、校内体制づくりを行う。

【スクールヘルスリーダー派遣事業】

○ **スクールヘルスリーダー（退職養護教諭）**（経験の浅い養護教諭の1人配置校、養護教諭の未配置校へ派遣）

・・・メンタルヘルスなど多様化した健康課題、保健室登校など個別の対応が求められる子どもへの対応方法などに関する助言を行う。

【調査対象年度】平成 21 年度

【調査対象先】(1) 全都道府県及び政令指定都市 65 先（都道府県 47、政令指定都市 18）

(2) スクールカウンセラー等の非常勤職員を配置している小・中学校 373 先（小学校 178、中学校 195）
うち、121 先（小学校 56、中学校 65）の児童生徒にアンケート調査を実施

総 括 調 査 票

事案名 (4) スクールカウンセラー等活用事業等

②調査の視点

1. 問題を抱えた児童生徒への対応等のために学校現場に配置された非常勤職員は、どのようなニーズに応える活動を行っているか。
2. 効率的な配置となっているか。
3. 活動内容に重複はないか。

2. 効率的な配置

1時間当たりの報酬単価（全国平均）は、スクールカウンセラーが約5,100円、スクールカウンセラーに準ずる者が約3,100円となっているが、「スクールカウンセラーに準ずる者であっても同等の活動ができる」と回答した都道府県等が約6割となっており、さらに、配置校へスクールカウンセラーとスクールカウンセラーに準ずる者の区別を知らせていない都道府県等が約4割あった。

3. 非常勤職員の活動内容の重複状況

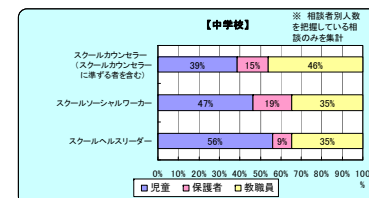
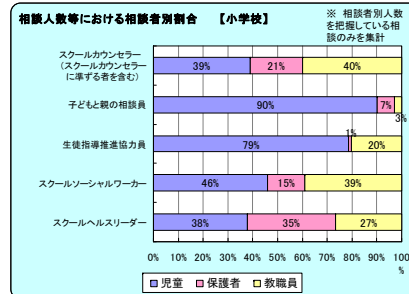
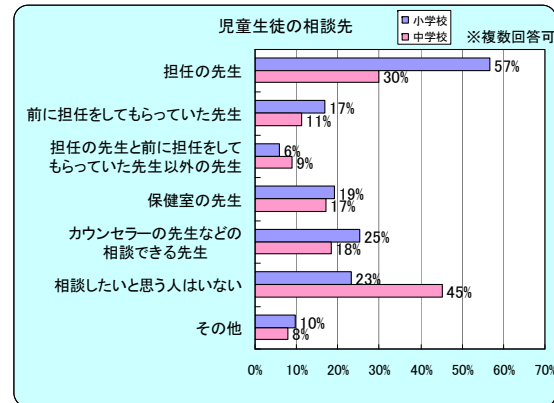
問題を抱えた児童生徒への対応における養護教諭の活動内容において、「スクールカウンセラーへの橋渡し役」や「スクールカウンセラーと連携した対応」といった回答があることから、養護教諭への指導・助言等のスクールヘルスリーダーの役割をスクールカウンセラーが一部果たしている面があると考えられる。

③調査結果及びその分析

1. 児童生徒のニーズと相談状況

児童生徒のアンケート結果（複数回答可）によると、児童生徒の学校での相談先は、小学校では「担任の先生」が最も多く、中学校では、「相談したいと思う人はいない」が最も多く、次いで「担任の先生」であった。

相談人数等（延べ人数）における相談者別（児童生徒、保護者、教職員）の割合は、スクールカウンセラーについては教職員が多くなっているが、子どもと親の相談員等については児童生徒が最も多くなっている。



④今後の改善点・検討の方向性

スクールカウンセラー等の活用については、以下の点について、留意すべきである。

1. スクールカウンセラーの効率的な配置について

児童生徒の主たる相談先は、担任の先生や子どもと親の相談員といった身近な存在となっており、スクールカウンセラーについては、補完的・専門的な立場からの役割を重視し、拠点的な配置を推進するなど効率的な配置を検討すべき。

2. スクールカウンセラーとスクールカウンセラーに準ずる者について

スクールカウンセラーに準ずる者については、報酬単価の高いスクールカウンセラーと同等の活動ができると評価している都道府県等や学校においてスクールカウンセラーと区別なく活用されている都道府県等があったことから、より積極的に都道府県に周知・活用させるべき。

3. スクールヘルスリーダーについて

養護教諭とスクールカウンセラーが連携して児童生徒に対応しているケースがあることから、スクールカウンセラーで代替できる面があると考えられる。よって、経験の浅い養護教諭のためのスクールヘルスリーダーの配置については、必要性を検討すべき。